

令和2年第9回野洲市教育委員会定例会

○日 時 令和2年4月22日

開会時刻 13時31分

閉会時刻 15時53分

○場 所 人権センター2階 じんけん交流研修室

○出席委員

教育長 西村 健

委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

○説明員

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長 田中 源吾

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（幼稚園教育担当） 井狩 昭彦

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

こども課長 西村 一嘉

こども課主席参事 松村 圭子

学校教育課主席参事 小池 秀明

学校教育課参事 井関 保彦

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

野洲市学校給食センター所長 水野 哲平

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室長 中川 靖

野洲市文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

令和2年第9回野洲市教育委員会定例会

令和2年4月22日

(職員紹介)

【西村教育長】 それではこれより、令和2年第9回野洲市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は全員で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議がないようですので、会期は本日1日限りといたします。

これから、いろんな議論を進めていく中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明等はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。ご協力をよろしく申し上げます。

次に日程第2、令和2年第5回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、令和2年第5回野洲市教育委員会定例会議事録は承認されたものと認め、後ほど、荒川委員と立入委員にご署名をお願いいたします。

次に日程第3、令和2年第9回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、立入委員と瀬古委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

次に日程第4、教育長事務報告について私より報告をいたします。別紙をご覧ください。3月18日から4月21日までの報告です。3月25日をご覧いただきたいんですが、割愛予定教員説明会というのを行いました。割愛というのは県費の教職員です。内示が3月20日に出まして、学校間の異動もそこで出ているんですが、学校から市の教育委員会に入る人たちを県費から、県が給料を出すのか、市が雇い直すのかというのがあります。それを行政用語で割愛と言っています。その先生方に来ていただいて、市教委での仕事内容等について事前に説明会を行っています。

野洲市の教育委員会では、割愛教員は県費の先生方、井上次長をはじめ9名の方に来ていただいております。これは各市町で違いますが、守山で17名、栗東で12名、草津は26名、大津は48名ぐらいおられます。一番少ない市で6名です。以上が割愛についてです。

次に、4月10日に入学式を行いました。これは卒業式同様、保護者さんと入学者、それから教職員とで来賓なしで行いました。私は様子だけ見に、一緒に入れていただいて見えました。篠原小学校と中主中学校はいろんな形で縮小されていて、40分前後で終わったという状況でした。

それから、10日に入学式と始業式をやって、臨時休業を5月31日まで延長するというのを決めましたので、それ以降の預かりについても各学校を回って、預かり状況を視察に回っています。この4月の預かり体制は小学校は26%、中学校が3%というふうな状況になっています。小学校1年生から3年生までになると少し増えて、35%というような状況になっていました。

難しいのは新1年生、何も授業をしていない中での預かりでしたので、1年生はどういうふうにされているのかなと見て回ったんですが、色塗りをしていたりとか、絵を描いたりとか、文字を写している子もいましたし、中には算数のドリルを持ってきてやっている子もいました。家庭の支援状況で大分違うんだなというのを認識した次第です。

以上、事務報告を終えたいと思います。何かご質問ございますか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

日程第5、付議事項（1）議案に移ります。

議案第32号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市ほほえみ指導員設置等に関する規則等を廃止する規則について、事務局より説明をお願いします。

中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 議案第32号ということで、議案書の1ページです。専決処分を求めるものでございます。

内容につきましては、3ページ、廃止する規則を載せていますが、ほほえみ指導員、社会教育指導員、青少年育成推進員、青少年育成補導専門員、この4つについて、それぞれ3月まで、いわゆる嘱託職員という形で配置をさせていただいていましたが、4月から制度が変わりまして、後ほど報告事項にも出てきますが、嘱託職員、臨時職員の報告とさせていただいていたのが、会計年度任用職員という形で、フルタイム、パートタイムという制度に変わり、嘱託職員がなくなったことから、全ての規則を廃止するものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第32号について、ご質問等ございませんか。

ご質問がないようですので、これより採決に移ります。

議案第32号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市ほほえみ指導員設置等に関する規則等を廃止する規則について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第32号は可決されました。

次に議案第33号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小・中学校評議員の委嘱について事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 6ページの表をご覧ください。小学校6校、中学校3校で、それぞれ4名から8名の学校評議員が委嘱されております。後ほど、どのような活動をしたのかというのを各校それぞれ報告させていただきますが、学校評議員は学校の運営について、地域の実情に照らして意見を述べたり、学校行事や授業を参観し、学校の授業を知ってもらったりするという状況です。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局から説明がありました議案第33号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ご質問ないようですので、これより採決に移ります。

議案第33号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市立小・中学校評議員の委嘱について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第33号は可決されました。

次に議案第34号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について事務局より説明をお願いします。水野所長お願いします。

【水野学校給食センター所長】 議案第34号は専決処分の承認を求めることでございます。議案関係資料の13ページをご覧ください。

野洲市学校給食センター管理運営規則のうち、第9条第3項の「給食負担金の徴収は、学校長が行い」というところを、「市長が行い」というふうに改正をしたものでございます。それは、給食費の徴収を学校教育課のほうで行うことに伴っての改正でございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第34号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第34号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第34号は可決されました。

次に議案第35号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の解嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 議案第35号、10ページでございます。

野洲市社会教育委員の解嘱につきまして、1号委員であります中学校校長会推薦の北脇泰久氏が3月31日をもって退職されたことにより、同3月31日に野洲市社会教育委員の解嘱によります専決処分につきまして、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第35号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第35号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の解嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第35号は可決されました。

次に議案第36号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 議案第36号、13ページでございます。

野洲市社会教育委員の委嘱につきまして、3月31日に1号委員の北脇泰久氏の退任、解嘱によりまして、その後任として中出雅仁氏を4月1日付で委嘱したことによります専決処分につきまして、承認を求めるものでございます。

なお、野洲市社会教育委員条例の第3条第2項によりまして、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするとあることから、その残任期間であります令和2年7月31日までとするものでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第36号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第36号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市社会教育委員の委嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第36号は可決されました。

次に議案第37号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市スポーツ推進審議会委員の解嘱において事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 議案第37号、16ページでございます。

野洲市スポーツ推進審議会委員の解嘱につきまして、中村幸道氏と同委員の我孫子実氏よりそれぞれ解嘱届が提示されました。中村氏は3月31日付で、我孫子氏につきましては3月8日付で解嘱したことによる専決処分につきまして、承認を求めるものでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第37号について、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第37号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市スポーツ推進審議会委員の解嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第37号は可決されました。

次に議案第38号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 議案第38号、19ページでございます。

野洲市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、3月31日解嘱の中村幸道氏の後任としまして、野洲市スポーツ少年団より松崎剛和氏の推薦がございましたので、4月1日付で委嘱したことによる専決処分につきまして、承認を求めるものでございます。なお、3月8日付で解嘱しました我孫子実氏の後任につきましては、野洲市体育振興会連絡協議会におきまして、後任者の推薦に時間がかかったことから議案書の委員名簿に記載ができませんでした。本日、別紙で添付をさせていただいております議案第38号追加資料をご覧ください。

ただきたいと思います。4月1日付で石塚健一氏を委嘱したことにつきまして、承認を求め
るものでございます。

なお、野洲市スポーツ推進審議会条例第4条第2項に、人数が欠けた場合における補欠委
員の任期は前任者の残任期間とするとあるから、この残任期間である令和3年1月31日まで
とするものでございます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第38号について、ご質問等
ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第38号、専決処分につき承認を求めることについて、野洲市スポーツ推進審議会委
員の委嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第38号は可決されました。

次に議案第39号、野洲市指定文化財の指定について、事務局より説明をお願いします。
進藤次長、お願いします。

【進藤教育部次長】 それでは、議案第39号、野洲市指定文化財の指定について説明を
申し上げます。野洲市文化財保護条例第3条に基づき、野洲市文化財保護審議会で審議い
ただきました結果、以下の文化財につきまして、市の指定文化財に指定すべきと答申をい
ただきましたので、その指定について議決を求めるものでございます。

議案書関係資料、18ページから48ページに詳しい資料をつけさせていただいております
が、今回指定するものは、新指定として2件、それから、従来からの指定文化財に^{つげたり}附とし
て追加するものが1件でございます。

新指定の御上神社が所蔵します黒漆金銅装神輿は、大宮神輿、若宮神輿、十禅師神輿の
3基がございます。いずれも春祭りに渡御する際に用いられていたものですが、現在は神
輿庫に収蔵されています。このうち2基の神輿に宝徳2年、1450年の墨書銘がございまして、
3基のいずれも室町時代の神輿であるということが明らかになりましたので、市の文化財
に指定し、保存を図るものでございます。

続きまして、もう1点の新指定は、兵主神社が所蔵します九曜紋綱代張黒漆神輿という
小型の神輿です。これは他に類例がないもので、細い竹ひごを縦横に編み込んで、九曜紋
という紋様を編み出している非常に珍しい神輿です。形から南北朝時代を含む室町時代の

初め、14世紀から15世紀のものであることが明らかになりましたので、市の文化財に指定するものでございます。併せて、神輿に敷いていた「しとね」を附^{つけたり}として追加するものです。

もう1点の附^{つけたり}指定は、市指定の兵主神社本殿を一昨年、昨年度の2か年で修理を実施しました。この大棟両端の獅子口^{としくち}という鬼瓦に相当する大きな瓦があります。これに銘が刻まれており明治8年、1771年に近江八幡で作製されたことが分かりましたので、今回の修理で新しいものに据え替え、保存するために附^{つけたり}指定するものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第39号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第39号、野洲市指定文化財の指定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第39号は可決されました。

次に議案第40号、図書館協議会委員の解嘱について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮図書館長】 25ページをご覧ください。

野洲市図書館協議会委員の解嘱について、議決を求めるものです。現在、北野小学校の山本校長先生に委員をお願いしておりましたが、4月30日をもって、退任の申出があったためです。ご審議のほどよろしくお願いします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明のありました議案第40号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより、採決に移ります。

議案第40号、図書館協議会委員の解嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第40号は可決されました。

次に議案第41号、図書館協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮図書館長】 野洲市図書館協議会委員の任命について、議決を求めるものです。山本先生の退任に伴い、後任の委員の小学校の校長会から推薦をいただいたので、篠原小

学校の高島校長先生に委員を務めていただきたいと思います。ご審議のほどよろしく願います。

なお、野洲市図書館条例の第5条の4によって、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするとなっておりますので、期間は令和2年5月1日からの1年間となります。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第41号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第41号、図書館協議会委員の任命について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第41号は可決されました。

次に議案第42号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。角館長、お願いします。

【角歴史民俗博物館長】 議案第42号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員として、次者を委嘱することについて議決を求めるものでございます。

30ページをご覧ください。10名の方のうち9名は再任をお願いしたく、また、植村有子さまは中学校校長会・教頭会から新たに推薦をいただきました。

なお、任期につきましては、5月1日から令和4年4月30日までの2年間となっております。

ご審議の方よろしく願います。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第42号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第42号、野洲市歴史民俗博物館協議会委員の委嘱について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第42号は可決されました。

次に、(2)協議事項に移ります。

協議事項1、教育委員会所管事務の市長部局への移管について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

【田中教育部次長】 それでは、私のほうから協議事項1、教育委員会所管事務の市長部局への移管について説明させていただきます。

協議事項の1ページをお願いいたします。これまでの取組みと経緯及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

昨年の10月に、市長より教育委員会事務の内、「学校教育に関する事務以外について」、市長部局へ事務移管することを前提に検討を開始することとの指示があり、教育委員会内の各所属へ事務移管の先進事例の調査や、メリット・デメリット、法的根拠などについて照会を行いました。今年の2月の総合教育会議では、「文化やスポーツなど教育委員会が所管する事務の市長部局への移管について」を議題といたしまして、令和3年4月に運用開始することを目指し、事務を進めることを提起させていただきました。2月には各課で所管する事務について、事務移管する対象とするか、教育委員会事務とするかについてと、改正が必要な関係例規について照会を行いました。

3月24日には所属長等で構成するワーキング会議①を開催いたしまして、今までの経過の確認と今後のスケジュールの確認、それから、市長部局と教育委員会の所管事務案について協議会を行いました。

4月22日教育委員会定例会でワーキング会議①の結果報告と部内協議案及び今後のスケジュールについて協議させていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、4月24日、ワーキング会議2回目を開催いたしまして、要検討事項の検討結果の報告と、市長部局と教育委員会の所管事務の部内案、教育委員会内の組織・事務分掌の部内案の協議と決定を行い、5月22日のワーキング会議3回目を開催し、事務移管対象事務、教育委員会事務、教育委員会内組織・事務分掌についての本案を決定する予定です。

5月の教育委員会定例会で、ワーキング会議③の結果報告と事務移管対象事務・教育委員会事務、教育委員会内の組織事務分掌について協議をさせていただきたいと思っております。

2ページでございますように、6月にはワーキング会議4回目を開催し、本案について教育委員会定例会での協議結果でいただいた意見についての検討結果などの協議を行い、また、事務移管対象事務の市長部局での位置づけの部内案を決定したいと考えています。

その後、7月1日総合教育会議、8月のワーキング会議、教育委員会定例会と協議を重ねまして、9月30日開催の総合教育会議で教育委員会事務の市長部局への事務移管について

の枠組みを確定したいと考えています。

続きまして、市長部局と教育委員会の所管事務案について、まず、3ページの下の方になりますけれども、事務移管等照会結果のまとめについてですが、教育総務課、学校教育課、4ページのふれあい教育相談センター、野洲市教育研究所、5ページの学校給食センター、野洲図書館につきましては、学校教育に関わる業務または学校教育と切り離せない強い連携、情報共有が必要であることから事務移管対象外とし、生涯学習スポーツ課の事務では、文化振興やスポーツ、生涯学習、青年育成に関する事務を移管対象とし、それ以外の学校教育と関連する事務については移管対象外とすることとしています。

また、こども課で行っている保育園教育及び幼稚園保険に関する事務については事務委任を行い、それ以外の文化、スポーツに関する施設及び事務については事務移管を行います。

なお、現在スポーツ施設管理室が所管しています「なかよし交流館」につきましては、市長部局へ事務移管を行うことで本来の執行権者が執行を行うこととなります。

3ページへお戻りください。3月に行った各課照会を行った中で出てきた、特に検討を要する事項についてですが、現在の教育総務課と学校教育課の事務分掌の整理、すでに市長部局の人権施策推進課へ補助執行している人権教育に関することの事務整理と、こどもSOSホームに関する事務の検討、「給食に関し協議・決定する事務について」の所管に関する検討、生涯学習スポーツ課で所管している社会教育委員会、PTA活動支援などの事務についての位置づけにつきましては、それぞれの関係課で検討いたしまして、24日のワーキング会議で検討結果の報告を受けて協議を行うこととしております。

また、その他の検討事項として事務的な事ですが、「事務委任」「補助執行」について今回の事務移管に合わせて整理することが必要になります。

ただいま説明させていただきました内容をこちらの資料にまとめたものが、6ページの別紙資料となっています。

協議事項についての説明は以上でございます。

【西村教育長】　ただいま事務局より説明がありました協議事項1について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】　確認の意味で質問をさせていただきます。2月5日の総合教育会議で、昨年10月には、部内各所属へ事務移管の先進事例、メリットとデメリット、法的根拠等について照会されたとお聞きしたが、この資料ではメリット、デメリットの分析結果の整理

が見られない。教育委員会として市民にとっての利便性等、市民の利益享受の観点から学校教育施設、設備に関するものを除いて、市長部局に移管することのデメリットはないと考えているのかをお聞きします。

【西村教育長】 今のご質問に対してどうですか。杉本部長。

【杉本教育部長】 メリット、デメリットということでございますが、メリットがあれば必ずデメリットもあるということでございます。特に、スポーツであったり、文化であったりというものでございます。今までは学校教育であったり、教育部門、生涯教育ということを中心となってやっていたんですが、生涯学習については一部市長部局へ移管ということなんです。

市民の皆さんが既に「教育委員会」ということに親しんでおられますので、そういう意味でちょっと違和感を感じられるという部分もあるかと思えます。

ただ、その学校教育との関係なんですけども、今年、選定いたします教育大綱であったり、教育振興基本計画の中に、そういうものをしっかり取り込んでいくことによって、デメリットも解消していく必要があるかと思っておりますので、そちらのほうで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【西村教育長】 田中次長、どうぞ。

【田中教育部次長】 今、この資料の中には2月総合教育会議で委員からご意見をいただいていたメリット・デメリットの整理についての資料は入っていませんが、10月に各課に調査・研究を依頼した際にメリット・デメリットについても出してもらっていますので、そのメリット・デメリットと、当然デメリットがあればそれをどう解消していくのかということについての方策も示さないといけないと思っておりますので、今日時点では整理した資料が準備できていませんが、改めて10月に行った内容を基に整理し次回の定例会でお示しさせていただきたいと思っております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 2月5日の総合教育会議の時に、この案件が提起され、私の意見として、市民にとってのメリット・デメリットを整理したうえで、具体案を協議すべきと申し上げました。今それを示していただかないと、協議事項なので、判断できないと思えます。よろしくをお願いします。

【西村教育長】 立入委員、どうぞ。

【立入委員】 協議する前に私だけの疑問かも知れませんが、教えていただきたい事があります。

地方教育行政の管理とか組織を、法律に基づいて教育委員会が所掌する業務に関して移管する事務を検討するという事でよろしいでしょうか。そこら辺、よく分からないのですが。なぜかと言いますと、教育委員会が所掌する事務というのはもともと教育委員会での目的は透明性と公平性の担保だと思えるのですけれども、それがあつた前提で教育委員会が所掌する事務であつて、この中で市長部局に移管することというのは、何か上の法律でオーケーだということを踏まえてから以前よりお聞きしているのです、そういうことは可能であるというのは法律に基づいてあるのだと思うんですけど、なぜ、そこでそれをしないといけなかつたかというところが、はっきりメリット、デメリットが先に分からないことには協議ができませんかと思つたので、まず、なぜそれをしないといけなかつたかというところから、ちょっとお聞きします。このままではいけない理由が何かあるのかなと思つてお聞きしたいのです。

【西村教育長】 杉本部長、お願いします。

【杉本教育部長】 どうしてもしないといけなかつたと言われてますと、教育委員会に残しておくことも可能でございます。

ただ、移管することが望ましいというスタンスでございまして、その大きな理由としましては、公平性ですね、いわゆる中立性、学校教育に極めて中立性を重要とするものは、やっぱり残していく必要があると。まちづくりであつたり、市民に直結するようなものは市長部局へ移管すると。

その理由としては、1つは財源の問題がございまして。やっぱり、教育委員会で独立した行政委員会といつても、財源に関する部分は、市長部局のほうに権限がございまして。そういうものがすっきりしていくのではないかと。

それと、意思決定ですね。教育委員会と市長の二重構造になっておりますので、そういうものも解消していけるのではないかとということがございまして。

あと、一番の問題が先ほど言いましたように、中立性が必要なもので、教育上、中立性が必ずしも必要であるかどうかといえ、大きなポイントとなるということです。

以上です。

【西村教育長】 立入委員、どうですか。

【立入委員】 中立性というのは、教育委員会にあつたほうが担保できるものですけれ

ども、市長部局に行ったからといって、当然、中立性が損なわれるものではないというのはよく分かるんですけど、いわゆる教育委員会の、大ざっぱに言えば仕事量が減る、財源の話、お金の話が複雑化しなくて済むというのが大きなメリットなんでしょう。そういうところを付け加えてよろしいですか。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 大まかにはそういうところがあります。それと、やっぱり、意思決定されてまいります。例えば、生涯学習はうちの市で、市民部の情報収集課なんかという重なってまいりますし、コミュニティセンターは協働推進課でございますし、いわゆる公民館的な内容は生涯学習課が担っているようなことがございますし、そういうものが今複雑になっておりますので、そういうものを市長部局に移すことで施策もすっきりしていくんではないかというところでございます。

【西村教育長】 立入委員、どうですか。

【立入委員】 1つだけ。事務的にすっきりする事が求められるのはよく分かるんですけども、そうすると、すっきりさの中に慎重に考えていけないところもあると思いますので、そこら辺でこの検討をしてくださいということですね。

そうすると、透明性を担保しながら、お金のことも煩雑でないようなところは残しておいて、煩雑性と二重になっているようなところは市長部局に移すという考え方で振り分けていくということよろしいですか。

【西村教育長】 杉本部長。

【杉本教育部長】 おっしゃるとおりでございます。あと、今までやってきた事務を全て教育委員会からさよならということではなくて、先ほど申しましたように、市長部局と協議が必要となってきますが、よその検討事例とかを見ても、その中で教育振興基本計画の中で生涯学習があったり、スポーツであったり、位置づけしておりますので、教育委員会もそういう形ではこれからも関与していく必要はあるかと思っております。大きな透明性の確保のためには必要だと思います。

【西村教育長】 立入委員、どうですか。

【立入委員】 ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今、立入委員とのやり取りを聞いていますと、中立性ということがございました。「これまでの取組みの経緯及び今後のスケジュールについて」を見ると、市長指

示から始まっていますね。そこが気になります。例えば、市民との様々な対話の中からそういう要望、提案がされたということがあったのか。検討のスタートが唐突という感じを受けるということが私の感覚としてあります。

それで一つ、細かいことをお聞きします。3ページの説明で、検討を要する事項の部分です。ちょっと分からないので教えていただきたいと思うのですが、この「学校管理に関すること」、「教育委員会事務局内の人事・例規に関すること」など、現在の教育総務課と学校教育課の事務分掌において「教育委員会組織に関する規則」に準じていない部分があると明記されていますが、具体的に何なのか教えてください。

【西村教育長】 中塚課長。

【中塚教育総務課長】 学校管理に関することで、特に学校備品であるとか、学校の色々な組織の運営補助金であるとか、そういうところが事務分掌上で明記されていない。教育総務課でやっていた時期もありますし、学校教育課でやっていた時期もあるということで、その辺りをちゃんと整理して明記しないと駄目だろうということで考えてございます。

あと、人事例規に関することについては、特に今までの野洲市の組織については、人事課で雇い入れしていただいている会計年度任用職員がございまして、それ以外にも所管課で雇い入れする会計年度任用職員もございます。教育委員会の雇い入れする者については、教育総務課が一応例規上はさせていただく形になっておりまして、実際は各所管課でいただいているという実情もございます。その辺がちょっと合っていないところがありまして、その解消をどのようにしたらいいのかということで書かせていただいています。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 要するに、今幾つか説明があったことが教育委員会から市長部局に所管換えをすることに差し障りのある、つまり解決しなければならない事項であると理解すれば良いのですか。

【西村教育長】 中塚課長。

【中塚教育総務課長】 今回は、この所管事務の移管に関してが直接関係ございません。このときに、一緒に事務分掌規則を全て触ってしまうということで、同じくしてこのタイミングで、学校教育課と教育総務課のほうで今現在組織は2つあるんですけども、例えば、以前ありました学務課という形で、教育総務課と学校教育課を同じするような組織という考えもございますし、そこら辺の組織をどういう形にするかということも含めて、事

務移管をするときに、一緒に例規のほうも触って整理しようと、こういう形でございます。

【西村教育長】 田中次長。

【田中教育部次長】 ちょっと補足というのか、この4番目のところ、生涯学習スポーツ課が所管している事務の中で、教育委員会が所管すべき事務は残ります。そうすると、その事務をどこが所管するのかという部分も含めて、教育委員会には学校教育課、教育総務課、それから教育委員会の他の学校に関する事務についても残ることになります。それらをどこが所管するかを含めて教育委員会の組織分掌、課の在り方について検討する必要があるということで、現在事務分掌が少し曖昧になっているところも含めて整理をしてどのようにしていくかということで、検討事項にさせていただいていますので、今の事務移管だけを検討するようになっていますが、移管後の教育委員会の組織をどうするのかも含めて、要検討かなと思っております。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 分かりました。要するに、この移管を検討する中で、同時に整理をしておく。

確かに生涯学習については、昨年、何度か生涯学習計画でやり取りをさせていただきましたが、生涯学習は非常に多岐にわたる事項をカバーしていますので、教育委員会の事務局が全体を掌握して動かすのは難しいと感じておりました。ですから、市長部局に移管されれば、そのことについては施策が迅速に展開されると見ていますが、先ほどの繰り返しになりますが、ぜひとも全ての事務移管対象についてメリット、デメリットを示していただき、協議していただくようお願いします。

【西村教育長】 ほかに質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、野洲市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程について、事務局より説明をお願いします。井関参事をお願いします。

【井関学校教育課参事】 報告事項①、野洲市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する件について説明します。

1ページに改正して加えた内容、2ページには新旧対照表を示しております。

これは昨年12月、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が国で公布されました。この法律のポイントが2つありまして、1つは教

員の勤務時間に関するガイドラインの指針の格上げと休日のまとめ取りとなっております。

今回改正をした理由は、ポイントの1つ目の公立学校教師の教務時間の上限に関するガイドラインを法的根拠である指針に格上げされたことに伴って、県、それから市町の教育委員会にも条例改正、規則制定をする必要があったからです。

今回、国、県の指定する指針に基づきまして、超過勤務は月45時間、80時間を超えることのないようにという上限時間になりましたので、それをしっかりと国の指針に基づいて、市でも守っていきますというふうに文書で示しなさいと指示を受けまして、教育委員会としましては教員の健康と福祉を守るために業務量を適切に管理すること、今までもやっておりますけれども、このように規定されましたので、これからもやっていかなければいけないというふうに捉えております。

なお、今回の改定の際に19条の文言について、「並びに」というところを「及び」に改めたほうがよいというご指摘を総務課からもいただきましたので、併せて改正いたします。

以上で、報告事項①、野洲市立学校職員の服務に関する規程の一部改正についての説明を終わります。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等ございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項②、令和2年度学校における働き方改革の取組方針について、事務局より説明をお願いします。井関参事、お願いします。

【井関学校教育課参事】 報告事項②、令和2年度学校における働き方改革の取組方針について報告します。

3ページをご覧ください。平成30年3月22日の当局委員会では議決いただきました学校における働き方改革の取組方針に基づき、働き方改革の取組みを始めて2年が経ちました。一昨年度末に一度見直しを行いまして、昨年度も令和2年1月28日に教職員の働き方改革特別検討会を開きまして、委員の皆様は昨年度の取組みを検討していただきました。

ご意見を踏まえて修正したものが3ページ、4ページの取組方針、それから、8ページの令和2年度概要版になります。5、6、7、9ページは修正点を赤字にして示したものです。

10ページから12ページには、参考資料をつけさせていただきました。本方針につきましては、市内小・中学校において、4月の職員会議で全職員に示しております。保護者には昨年度同様、8ページにあります概要版を4月10日に保護者向けの文書と合わせて配布し、ご理解とご協力を求めています。

では、国・県の法改正、条例改正、それから働き方改革特別委員会のご意見等に基づいて、今年度見直したポイントを説明させていただきます。

5ページをご覧ください。先ほどの報告事項①で申しましたような改正がありましたので、勤務時間の上限を月45時間以内、年間360時間とする必要がございましたので、このような目標に変更いたしました。

ちょっと飛びますが、10ページをご覧ください。2年間の学習の取組みを挙げております。昨年度の取組みは太枠で囲ったものであります。教職員のアンケートを取った結果としまして、この取組みの中で効果があったと教職員が認めている意見、3つを紹介します。

一番多かったのが、(5) 教職員の勤務時間管理のところの夏季休業期間中の集中休暇期間4日間設定でした。昨年度8月13日から4日間を集中休暇期間として設定したことにより、8月10日の土曜日から8月18日日曜日まで、実質9連休を実現することができました。ゆっくり休むことができたという教職員の意見も多く聞くことができました。

2番目に多かったのが、(3) 中のスクールサポートスタッフの全校配置でした。スクールサポートスタッフには校地内の草引きから、教材の印刷、給食時の給食ワゴンの後始末、それから、子どもたちの登下校の見守りまでをさせていただいております。一昨年度、私は小学校現場にいましたが、教職員の業務は幅広いものがありますので、スクールサポートスタッフの方に来ていただくと、非常に効果がある人材配置であると実感をしておりました。

3番目に多かったのは、ここには挙がっていないんですが、先ほど申しました保護者への通知ということが教職員にとってはよかったという声を聞きました。今年度も4月10日に保護者配布をしましたが、市教委が退勤目標時間を少なくとも7時までには帰りますと示したり、時間外の緊急連絡先を市役所と示すことによって、現場にとって心強いものの一部になることは間違いないのではないかと考えております。

あと、教員から挙がってきましたのが部活動の方針設定、部活動の朝練習をなくしたこと、各校において定時退勤日を設定したことなどが挙がっておりました。

11ページをご覧ください。様々な取組みを進める中で、昨年度と比べて、グラフの横の表を見ていただくと、少しですが、小・中学校共に超過勤務時間を減少させることができました。まだまだ目標値とは遠いところがございます。小学校では1か月の超過勤務時間が45時間以下の教員を過半数にすることができたということがございます。

なお、報告事項①でも説明いたしましたけれども、業務量の確保、健康福祉の確保を図

るということは、これからも教育委員会がしていかなければいけないことでございます。

その方法といたしましては、今回、昨年度末に納入した校務支援システムをスムーズに運用できるように学校現場を支えていきたいと思っております。校務支援システムは他市町でも導入されるということですが、ただ、導入時点のときには、やはり慣れていないというところもありますので、その時点ではちょっと超過時間が増えるといった点があるという実態も聞いておりますので、なるべくそこが少なくなるように丁寧な説明と業者への協力を求めていきたいと思っております。

それと同時に、教職員にどうすれば解消できるのかということもアンケートで聞きました。その中で、教員が一番に挙げてきましたのは、人が欲しいということも挙げてきております。人手不足というところが私どもも一番の超過勤務の原因と考えております。2つ目が、保護者対応というのが挙がってきております。3つ目が保護者への電話対応、放課後の遅い時間ですね。今年度はそういう教職員の声に応えるために、業務終了時のアナウンス付きの電話を設置等できるように努めてみたいなどと思っております。それも目標でございますが。

あと、先ほど申しました人員不足というところにおきましては、教職員定数の見直しなど人的な支援について、市では頑張っているところもございしますが、国・県に対して引き続き強く要望していく必要があると考えております。

まだ、至らないところはございますが、市教委としましては教員の声を聞きながら学校現場を支えるような取組みを今後も続けていきたいと考えております。

以上で、報告事項②の説明を終わります。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今の説明を聞いても、疑問は解消しないのですが、国・県から月45時間以内の超過勤務時間を目指すというガイドラインが示されたということですね。いろいろと取組みの内容について説明をしていただきましたが、誰が考えても、教員の数が増えれば超過勤務は減ると思います。

令和2年度の人事異動で教職員の定員は、当然財政的な問題でもあり増えていないわけです。そんな中で様々な取組みをして、令和2年度に45時間以上の超勤をする職員数をゼロにしますということですが、なかなか難しいのではないかと思います。

今日いただいた県教委の重点施策説明会の資料を見てみますと、同じことが書かれてい

るわけです。しかし県では、令和2年度から令和4年度までの3年間を取組期間として45時間以内を目指すと言われていています。市は令和2年度の目標として45時間以上の超過勤務時間の教職員をゼロにしますという目標を立てておられるのですが、そのあたりの理由をお聞かせいただけますか。

【西村教育長】 井関参事、お願いします。

【井関学校教育課参事】 ご指摘のとおり、県が3年間の計画を本年度からやるということはお聞きしておりました。野洲市としましては30年度からの3年間の取組計画がございましたので、一旦目標をここで達成して、次年度からの計画を立てようというところがございました。今の目標値を変更しましたのは、ご指摘のとおり、今年度で達成するようにということ目指すものでございます。県が3年間というのは承知しておりました。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 県も3年ぐらい頑張らないとできないと思っているわけですね。それを市は1年で達成しますと。しかし、今までの経過からすれば急に達成できるのですか。人員が増えているわけでもなく、いろいろな取組みを挙げていただきましたが、それも今まで全くしていない新しい取組みならまだしも、ほとんどの取組みは今までの延長上の話ではないかと思うのですが、令和2年度でやれると思っておられるのか、もう1度確認しておきます。

【西村教育長】 井関参事、お願いします。

【井関学校教育課参事】 ここで書きましたのは0%目指しますという言い方でしているんですけども、なくしていくことを目指して取り組んでいかせていただきたいと思いますとおっております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。よろしいですか。

【瀬古委員】 頑張ってください。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。荒川委員、どうぞ。

【荒川委員】 取組みを年々いろいろ工夫されて、超過勤務時間を減らすことにすごく努力をしておられるということに敬意を表しております。実際のところ、教育委員会は、先生方、現場の声もお聞きされていると思うのですが、それでもこの目標にしている数値に達成しないという課題、その原因をどのように捉えておられるのか。今、教員の声を聴きながら規律を見直していくとか、保護者対応ですとか、いろいろ声は出ているのですが、それでも数値を0%になるのは非常に難しいところだろうと思っています。教育委

員会としてどのように分析されているのか、その見解をひとつお聞かせ願いたい。

それと、12ページにいろいろと目標がありまして、32年度には部活動の指導員とか外部指導者を導入するとなっていますが、それは昨年度も検討ということになっています。それはどのように進んでいるのか、現状と、現実的にどのように進めていこうとしているか、そのことによって中学校の部活動の先生方の時間が減るといふふうにお考えなのかをお聞かせ願いたいのが2つ目です。

3点目に教えていただきたいのは、校務支援システム、例えばどのようなもので、今の現状、どこまで使われていて、先生方にとってどういうメリットがあるのか、それによってどこまで時間縮減ができているのか。そのシステムに慣れ、浸透するまでに時間がかかると思うのです。できる人に対してはすぐ使えますが、全ての先生がそのシステムを理解して活用するためには、やはり時間をかける必要もあると思いますので、現状をお聞かせください。

【西村教育長】 今の3点に関してどうですか。井関参事、お願いします。

【井関学校教育課参事】 まず1点目のなぜ減らないのかというところでございますが、他市町との会議の中で出てきているところでは、中学校の部活動というのはやはり大きな原因だというふうに各市町も分析しています。部活動につきましては、中体連という組織がございまして、大会であったり、練習の計画というところで、各中学校の先生は、例えば年末年始でも練習計画が立っており、それに参加しなければいけない。教員が自分の学校の生徒がいなくても行かなければいけない。審判に行ったり、代表で練習のコーチになったりというところで、外に出ていくということもあると。その市町の教育委員会代表者会の中では、やっぱり中体連に申し入れていかなければいけない、なかなかそれが実現しないところがちょっとしんどいところでございます。

あとは、やはり保護者対応というところで、価値観がそれぞれ変わってきている、増えてきたというところもございまして、その保護者の求めるところ全てに対応しようと思うと、どうしても5時を越えてからの対応となったり。

あと、電話についても7時までというふうにはしているのですが、学校によっては7時を越えてからでないとかかってこない。逆に、何で出ないんだというような指摘を受けると。そういうことについては、やはり業務終了アナウンスのついた電話が欲しいという学校もございます。放課後の時間、残っていなければならないと業務量も増えているというところの原因の1つと考えております。

解消するには、やはり組織の中枢に申し入れていくことであつたり、保護者対応では業務終了アナウンスの電話であつたり、市役所の番号を示すということかなというふうに考えております。

あと、部活動の時間を解消するのに、指導員というところは使っていただきたいというふうに教育委員会もお願いはしているんですが、なかなか学校現場のところで、野洲市は今おられないです。ほかの市町のところを聞いてもそんなに多くはないです。それもいわゆるものすごく忙しい部活の運動部の指導員ではなくて、文化部であつたり、練習時間が長くないところにおられたり、もう1つ、実効性があまりないところは現状としてはある部分がございます。

ただ、外部指導者というのは、中学校にもいらっしゃいますので、その方に助けていただいている部分がございます。この示しているような指導員という形ではなかなか運用しにくいということも現場からは聞いておりますので、そこがやりやすいような方法をもうちょっと現場から聞いて、実態に合った支援というか、そこを考えていかなければいけないのかなと思います。

3つ目の校務支援システムにつきましては、モデル校を決めまして一度やってみて、うまくいかいかないか、うまくいかないとこは改善していくという方法を取ろうと思っております。モデル校は小学校は篠原小学校、中学校は野洲北中学校を指定しておりまして、その2つの学校で出席簿であつたり、出勤につきましては、今想定しておりますのはQRコードをぱっとかざすと、出勤、退勤というような形を考えております。それでうまくいかどうかをモデル校で1回やってみて、うまくいけばその形で、うまくいかなければやり方を変えていくということを考えております。

説明会につきましては、5月を考えております。コロナウイルス感染症対策で休校期間中なのでできるかと思つたんですけれども、3密を避けるというところで、研修会自体の開催も離れたところでのオンライン研修とかも必要なのかなというふうに考えております。各校に対しての使い方の説明については、1校ずつ説明に回る、もしくは説明する予定でございます。

成績等も小学校は今年度から指導要領が変わりましたので、この機に成績表、あゆみ等についても変えていく予定でございます。これも、草津市さんのシステムをそのままいただくというところで、各現場で負担にならないような導入の方法を取ろうと思っております。その使い方につきましても説明会を開いてしていくと。

実は、その事前の会議の中で、ベテランの先生なんですね、定数入力とかに慣れていないということも聞いておりますので、オンネットにつきましては、その先生方にも対応できるように、今までどおりの方法でやられて、エクセルでそこに貼り付けるという方法でも構いませんと、現場で使うにつれて、その先生方もちょっと時間はかかるかもしれませんが、慣れていただくことによって、長いスパンで見たときに、市内であればどこの学校に行っても同じシステムで仕事ができると。本来であれば県内のどこの市町に行ってもというところが理想ではあるんですけども、県がそこまではできませんでしたので、市で独自にやっているというのが県内の現状ではございますが、ちょっとそこは残念なんです、市内であればどこの学校に行っても同じような方法でできるということがメリットかなと思っております。

いずれにしましても、丁寧な説明とモデル校において、実際にやってみてうまくいかない部分の改善は必要と考えております。

以上です。

【西村教育長】 荒川委員、どうですか。

【荒川委員】 ありがとうございます。今の説明で本当の原因というか、超過勤務がなくなるといふところの大きな原因が分かってきたような気がします。12ページに挙げてくださるところも大事なことなんです、もっと現実的に言えば、今の説明のこのほうが超過勤務を減らすのに、解決策の一つになるかと思うので、中体連との兼ね合いを擦り合わせるとか、保護者対応は19時以降は対応いたしませんという電話機能を設置するとか、実効性のある取組をしていかないと、なかなか0%にはならない、個々の先生方によっても違いますが、原因がどこにあるのかというのを、教育委員会としてきちんと把握して対策を打たないと、数字だけに捉われていくような気がしますので、できるだけ実効性のある取組をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【西村教育長】 次、南出委員、どうぞ。

【南出委員】 質問というよりは、一保護者として今中学校と小学校の子どもがいて感じるんですけども、先ほどおっしゃっていた、まず中学校における部活動に関して、外部指導者を対応していただけないということなんですけど、補償の問題とかもあるかもしれないですが、結構、部活をしているお子さんの親御さんが実はそのスポーツの経験者ということが私の息子の周りには多いです。県で結果を出されていたりとか、そういう方もたまにお伺いしてまして、先ほど申し上げた補償等のこともあると思うんですけど

も、そういう方にお声かけというか、例えば週末土曜日とか日曜日の練習の際にちょっと助けていただくとか、そういうことができれば、ちょっとは先生方の負担を軽減されるのではないかなと感じました。

もう1点が、保護者の対応ということなんですけれども、例えばうちの子どもも夕方にお電話をいただいて、先生、そんなことでお電話をいただいたんですかということって、よくあります。大けがをして病院に運ばないといけないぐらいの状態だったらお電話をいただいたらいいんですけど、ちょっとこけて保健室に行かれたというので、わざわざお電話を夕方、時間を見計らっていただくのは大変申し訳ないなと思っていることが多いです。だから、優先順位をつけていただいて、それが業務時間外を越えてしまったら、その軽度のことはまた後日みたいな形で対応していただいてもいいのかなと、一応、保護者としては感じております。

以上です。

【西村教育長】 井関参事。

【井関学校教育課参事】 今いただきましたご意見等を踏まえて、実効性のあるものを考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。立入委員、どうぞ。

【立入委員】 今までのご報告と相反する話をするかも分かりませんが、校務支援システムであったり、サポートスタッフの配置等々で、学校の先生自体の本来は出すべき時間に余裕ができてきて、それはちゃんと生徒に向けられているという時間が確保できたために、全体の就業時間としては短縮されてないという落差もあるのではないかなと感じているところです。

それから、何時間減ったからいいとかいう指標も大事でしょうけれども、やはり先生方の本来の業務が十分生徒さんに向けられるということが一番だと思います。そして、その中で、先生方の仕事に対する満足度が上がるというのが一つの指標じゃないかなと。その中の数字で表せないところであろうかと思えますけど、もしそういうものが何か目視できるスケールで出していただければ、短縮した時間と共に、先生方の仕事に対する満足度というか、前年と比べてみたものを一つの指標として見せていただけたらと思います。

【西村教育長】 井関参事、お願いします。

【井関学校教育課参事】 ありがとうございます。今年度の取組みの報告をするときに、今のご意見も踏まえて、報告させていただきたいと思えます。

教職員のアンケートについて、その中にも超過勤務時間の理由のところに、教材研究というのがやっぱり多いんです。それは本来子どもに対して、授業対して考える時間ですので、教員にとって必要な時間だと考えております。その時間が延びたということはあると思います。なので、そういうところが示せるような指標とか数値を今後、残して報告できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項③、令和元年度学校評議員会実績報告について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 13ページをご覧ください。13ページ以降、各項に1ページずつございます。かいつまんで説明をさせていただきます。

中主小学校では、「中主」という一園・一小・一中の良さを生かして、運営をされています。ここにありましたように、2回目は中主幼稚園の学校評議員会と合同でされているというような運営をされておりました。

14ページ、篠原小学校です。年間3回、学校給食も一緒に食べていただいて、授業も参観して、行事も参観していただいているというようなことです。学校評議員の4番、提言を踏まえた学校改善例、改善の具体例というところも書いてありますが、集団下校の在り方についてなど、学校評議員から意見をいただいて、それを改善に生かしているということでした。

15ページ、祇王小学校でございます。ここでも給食を試食したり、課題のところに書いてあるんですが、学習の手引きを配布しているが、なかなか家庭学習の評価につながっていないと。多分、保護者アンケートだと思うんですが、そういうもの、あるいは関係機関との組織関係を見直す必要があるという課題を持っておられるのですが、今後、評議員のメンバーに地域の推進協議会の役職から1名入っていただいて、組織との関係を強化していくというふうな報告です。

16ページ、三上小学校です。三上小学校を1年終えられて、課題の中で、今後、学校運営協議会ということを見据えて、今後はこの評議員の方々を学校運営に参画する機能に発展させていく必要があるというふうに考えておられます。

野洲小学校です。昨年度、私はここにいたわけですが、評議員の方々からいろんなご意見をいただいたのですが、やはり子どもたちの読書の習慣、あるいはスマホの問題などの

ご意見をいただきました。

18ページ、北野小学校です。北野小学校も同様に、学校改善の具体例、4番のところにも書いています、スマホ、ネット、ゲームのルール作りをというようなことのご意見をいただいて、学校改善に活かしていくということです。

19ページ中主中学校です。3の課題のところの2つ目に書いています、地域学校協働活動を本格的に軌道に乗せる組織として、校・園の学校評議員の附帯構成を考えているとのことです。

20ページ野洲中学校です。成果の欄をご覧ください。管理職を除いた職員は生徒や保護者の声に触れることが多いが、地域住民からの声に直接触れる機会は決して多くないというふうに書いてあります。この評議員の方々からご意見をいただくというのは、今後大いに参考になるという成果を書いております。

最後、21ページ野洲北中学校です。野洲北中学校も野洲北中学校も成果の中で、自分の学校の課題は不登校、いじめ、虐待などを事項に書かれたというふうに捉えて、そこを学校評議員会の中で審議をされて、地域や家庭の実態を踏まえて話し合うことができたという成果が記入されています。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、令和元年度研修講座開催状況について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 22ページをご覧ください。

昨年度、教育研究所のほうで開催をいたしました研修講座の一覧が載っております。受講生の評価のほう表の①②、5段階評価ですから、大体、4.5とか4.6、平均しますと参加者の評価としては概ね満足できるものかなと思っておりますが、ただ先生方の講座、研修のニーズというのがどうしても偏ってしまっているなというように考えております。

一つは、就学前の講座に非常にニーズが高いということと、特別支援教育に関する講座、それから生徒指導とか、教育相談、やっぱり今学校の中でこういうことが課題である、こういうことを研修したいというニーズがそういうところにあるのかなというのがこの表で分かりました。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和元年度野洲市立中学校卒業生進路状況について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 23ページをご覧ください。

昨年度、3中学校の中学校3年生、総勢501名の進路状況でございます。男子261名、女子240名。高等学校と高等専門学校、高専とよく言われております。それから、特別支援学校の高等部、高等部養護学校に進んだものの合計が男子が259名、女子が240名です。

その他の進路のところでは男子が2名おりますが、現在、在家庭で、1名は就職しようとしている、もう1名はそのまま家庭の中におられるということです。

学校種別の内訳ですが、県外の私立はほとんどが京都の私立高校に通われているお子さんです。それから、県外の高等専門学校はほとんどが京都の舞鶴高専に進まれています。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、令和2年度小学校及び中学校の児童・生徒数、学級数について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 4月10日時点の野洲市内の小・中学校の児童・生徒数の実数でございます。それぞれ中主、篠原、祇王、三上、野洲、北野ということで、小学生は市内全部で2,991名です。昨年度、平成31年4月10日付の実数が3,008名でしたので、マイナス17名ということになっております。

中学校です。3中学校の総勢が1,343名です。昨年、平成31年4月10日付の実数が1,412名ですので、マイナス69名となっております。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、令和2年度野洲市小・中学校結核健康診断対策委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。井上次長、お願いします。

【井上教育部次長】 26ページに7名の委員の名簿が載っております。ほとんどが継続なんです。4号委員の山下亜希代様、5号委員の高田毅様、6号委員の山本千晶様が今年

度からの委嘱となっております。この小・中学校の結核健康対策委員会というのは、結核予防のために学校で行いました健康診断の上がってくる結果を見て、要精密検査にするかどうかという検討をしてもらっております。大体、年間市内で30名ぐらいの児童・生徒について検討して、大体、もう一度、精密検査を受けたほうがいいんじゃないですかというふうに言われるのが、大体20名ぐらいと聞いております。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項7について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑧、野洲市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、事務局より説明をお願いします。中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 29ページをご覧ください。

先ほど、議案のほうでも申し上げましたように、嘱託職員と臨時職員が会計年度任用職員に移行するというところで、制度上改正がありましたので、例規文中、改正のほうを進めております。中ほど、臨時職員の雇用及び解雇についてはこの臨時的任用職員というのは残ってございます。その他、表記誤りが幾つかございまして、それぞれ生涯学習スポーツ課及び文化財保護課のところ为学校教育課幼稚園教育担当「次項」の漢字が誤っておりまして、「事項」へ、この制度の改正と同時に表記誤りについても修正しています。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑨、嘱託員設置要綱等の廃止について、事務局より説明をお願いします。中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 続きまして、先ほどと同じように、34ページのところでございます。

それぞれ嘱託職員のほう、生涯学習スポーツ指導員、嘱託人権教育指導員、野洲市専門調査嘱託員、学校給食センター嘱託栄養教諭ということで、それぞれ嘱託職員制度がなくなりましたので、廃止するものでございます。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 確認の意味で教えていただきたいと思います。先ほど議案書の議案第32号で、規則を廃止する規則を議決案件として説明されたわけですが、要綱の廃止と規則の廃止は取扱いが違うのかということですか。つまり、規則の廃止は教育委員会での審議事項で設置要綱の廃止は報告事項、その辺りの違いを教えてくださいませんか。

【西村教育長】 中塚課長、お願いします。

【中塚教育総務課長】 教育委員会のほうの議案として上げさせていただいておりますのが、従来からの慣例として前担当者から引き継いでいますが、規則以上のものについては議案として、要綱以下、要綱、規程については報告事項でまとめて報告させていただいているということで、従来から教育委員会では運用させていただいている形でございます。

以上でございます。

【西村教育長】 瀬古委員、よろしいですか。

【瀬古委員】 条例とか根拠のあるルールに従っているということではなくて、ただ慣行的な運用でということですか。

【西村教育長】 中塚課長、どうぞ。

【中塚教育総務課長】 おっしゃるとおりでございます。厳密にいうと、例えば、全てを議案として取り扱うのが妥当かどうかというところで、件数的に規則以上のものを議案として取り扱うのが妥当であるということで運用させていただき、定例会の議案として取り扱いさせていただいております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 分かりました。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項⑩、令和元年度幼稚園評議員会実績報告について、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 報告事項⑩の令和元年度幼稚園評議員会実績報告についてということで、35ページでございます。あと、本日、配らせていただきました別紙の資料で各園の実績報告書をつけさせていただいております。それと併せて、見ていただければと思います。

まず、各園の報告書でございますけども、それにつきましては、今までちょっと様式が違ったんですけども、今回、報告事項③で学校の評議員会の実績報告がありましたけど、そ

れと同じ様式で令和元年度は集計をさせていただきました。

それから、35ページのほうの資料につきましては、その報告書のまとめと、幼稚園評議員の連絡協議会というのが年2回あるんです。そちらのほうの協議会との件を踏まえて、まとめさせていただいたものが35ページということになってございます。

基本的には35ページのほうで説明をさせていただきます。1番の実績ですけれども、各園の評議員会は年3回程度ございました。それから、今言いました幼稚園評議員の連絡協議会が年2回ということで、6月25日と2月21日に連絡協議会の実施をしております。

その次に、2番の成果というところですが、時間の関係上、かいつまんで読ませていただきます。

まず、1番目の各園の教育目標や教育方針の周知と浸透については、誰もが分かりやすい表現にして保育の様子を写真で掲示すると共に、園だより、地域だよりなどを通して、国の取組みの重点や遊びの中で育てたい姿や願い、活動の意味について発信しているということでございます。

これにつきましては、各園にてご意見をいただいております。特に保護者のほうに分かりやすく、園の方針を書きいただきたいということを評議員のほうから各園どこも言っておりますので、それを踏まえてできるだけ保護者や地域の方々に何らかの方法で伝えていくということをやっております。廊下に貼り出したりとか、あと、見えるところに貼り出したりなどを行っております。

それから、各園、自治会、老人会、民生委員など様々な方との交流をしているということで、これも大切にしていきたいということで、園のほうに協力していただいて、大変助かっているというようなことでございます。

ちょっと飛んで、4つ目のところですが、安全面の園内保育時の安全対策の強化とか、アレルギー体質の子どもたちへの対応などにつきましては、評議員からも対応につきまして、評価をいただいているところでございます。

ただ、アレルギーが起こったときの対応ができるように、事前に十分な研修とかを図るように、評議員会のご意見をいただいているところでございます。

次、3番の課題というところでございますけれども、評価の基準を明確化に向けてということで自己評価というのをやっているんですけれども、評価を最初はしたのですが、基準が十分ではなかったということで、もう少し標準の評価の基準の明確化をしていく考えです。

それから、2番目のところで、幼児教育の無償化ということで、平成31年末から始まっ

たものでございますけども、平成31年4月1日は146人の預かり保育の方がおられたんですが、令和2年度は221人ということでかなり増えております。増えていることで保育対応を整えて、保育の質を低下させないということが課題ということになってございます。以上、報告させていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑩について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑪、令和元年度三方よし人材バンクの実績について、事務局より説明をお願いします。西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 続きまして、報告事項⑪の三方よしの人材バンクの実績ということで、令和元年度の実績についてご報告をさせていただきます。

資料としましては、36ページ、37ページでございます。

36ページの2番ですが、無料職業紹介所の事業実績要綱から報告させていただきます。

①登録件数ですが、延べ件数で表記をさせていただいているんですけども、前年度103件のところ、令和元年度は62件ということでございます。

それから、②の登録者数及び求職者数につきましては、登録者数のほうが前年度139人、令和元年度は92名、求職者数は前年度は116名、令和元年度は79名となっております。

それから、③番の求人件数及び求人数ですが、求人件数は前年度44件、元年度43件、求人数が前年度405人で、元年度が394人ということで、いずれも相談件数は若干減っているという状況でございます。

ただ、④番の就労状況の採用人数を見ていただきまして、前年度101人のところが元年度は117人ということで、求人は少なかったんですが、採用の数としてはたくさん採用しているというような、実績としては大きく伸びた結果でございます。

37ページの3、4、5、6番につきましては、こうした取組みによって進めているところですが、6番の待機児童数につきましては、前年度が国基準で22名のところ、令和2年4月1日時点で52名ということで、就労人数は増えていますが、待機児童は増えているというところでございます。

この分析として出しているのが7番の令和元年度の実績の分析ということで、前年度より採用人数が増えたものの求職者の多くが短時間勤務を希望されていることから、フルタイムでの就労にはならず、結果として人材不足となり、待機児童の解消には至っていない。今後も事業を継続し、フルタイムの新規採用に向けて取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑩について、ご質問等ございませんか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 36ページの表の見方についてお聞きします。例えば、登録者数及び求職者数のところで、保育士さんの登録者数が35人で、求職者数としては29人、その就労状況のところを見ると、保育士が52人になっているのですが、登録者や求職者に比べて採用人数が非常に多いわけですが、これはどのように見たら良いのでしょうか。

【西村教育長】 西村課長、お願いします。

【西村子ども課長】 少し書き方が違う、統計が違うような形になってございまして、まず就労状況の人数について、継続の方も含まれておりますので、この分が増えているようなところ出されているので、こっちのほうが多くなっているということでございます。

以上です。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 そこはちょっと分かりにくいと思うのです。人材バンクの実績を表している説明資料ですから、該当年度の登録者数なり、求職者のうち何人が採用されたのかが知りたいことではないのかと思うのですね。

【西村教育長】 井狩次長、どうぞ。

【井狩教育部次長】 少し追加の説明をさせていただきたいと思います。まず、ご質問のありました登録者数及び求職者数でございますけれども、この人数については当該年度、令和元年度の4月1日から3月31日までに登録あるいは求職をしていただいた方の延べ人数になってございます。

一昨年度、登録、求職をしていただいた方、この方々が就職をされていないケースがございます。そういった方々について、令和元年度に就職された場合については、令和元年度の就労状況のところに入っております。

従いまして、就労状況につきましては、令和元年度の4月1日から3月31日までに就職していただいた方々についての数字として上がっておりまして、数字的には大きく載っているということでございます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 分かりました。その辺り、ちょっと注記していただくと分かりやすいかと思えます。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、次に移ります。

報告事項⑫、はつらつ野洲っ子育成推進会議委員の解嘱並びに委嘱について、事務局より説明をお願いします。井狩課長をお願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 報告事項⑫でございます。

まず、40ページのはつらつ野洲っ子育成推進会議の設置要綱の3条でございます、組織の構成でございます。(5)の野洲市立の小学校及び中学校の生徒指導主事につきまして、今年度の人事異動に伴いまして、前の表の38ページ、39ページの17番及び21番の三上小学校及び野洲中学校で職員の異動がございましたので、解嘱並びに委嘱をさせていただいたものでございます。報告とさせていただきます。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑫について、ご質問等ございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑬、野洲市学校給食センター異物混入対策マニュアルについて、事務局より説明をお願いします。水野所長、お願いします。

【水野学校給食センター所長】 報告事項⑬、野洲市学校給食センター異物混入対策マニュアルについてご報告を申し上げます。

学校給食センターでは、このマニュアルを作成し、運用することとなりました。主な内容といたしましては、45ページ、こちらに異物の定義がございます。異物の区分は危険物と非危険物、大きく2つに分かれるということで定義をさせていただいています。

また、最初から異物として扱わないものには魚のうろこや骨、焦げ、たまねぎの皮、米ぬかなどということで、食品原料由来のものについては異物として取り扱わないということではっきりさせていただいております。

そして、49ページでございますが、学校・園でもし異物が混入した場合の対応につきましては、危険物の場合は記載のとおり、直ちに中止して、給食センターのほうに連絡をしてもらってということになっております。

また、50ページを見ていただきますと、非危険物の場合は、確かに非危険物は不快であり、衛生的ではありませんが、体に影響も少ないということで、除去するか盛り替えるかによりまして、学校・園におきましては確認したうえで提供していただきたいということ、この辺りははっきりとしました。

以上、報告といたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑬について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑭、令和元年度第4回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長、お願いします。

【宇都宮図書館長】 59ページをご覧ください。

報告事項⑭、令和元年度第4回図書館協議会の概要報告をいたします。令和2年3月17日に第4回の会議を開催いたしました。議事は新型コロナウイルスの図書館の感染対策。

それから、毎年やっております来館者アンケートを2月に実施しましたが、その速報を報告いたしました。3番目に令和2年度の事業方針について説明しまして、4番目に教育委員会が所管する事務の市長部局への移管について来年度から検討予定であることも情報提示を行いました。

委員の方からは、図書館を市長部局へ移管することについて危惧する意見が多く出されました。5番目にコンピューターシステムの改善状況についての報告をいたしました。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑭について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑮、令和元年度野洲市文化ホール事業報告について、事務局より説明をお願いします。小山館長、お願いします。

【小山野洲文化ホール館長】 報告事項⑮、61ページ、62ページのほうをお願いいたします。

報告の前に資料訂正をお願いします。62ページ中ほどにあります各施設利用実績というところがございます。令和元年度の実績報告ということになっておりますので、「平成31年度」となっているところを「令和元年度」に訂正をお願いいたします。

それでは報告させていただきます。主催事業としまして、野洲文化ホール、さざなみホールを利用し、各種教室を開催いたしました。実績等につきましては、表のほうをご覧くださいと思います。

2番目に、共催事業ということで、鑑賞型事業を年間48公演実施させていただきました。いろんなジャンルの催物を皆さんに楽しんでいただけるように開催いたしております。

62ページのほうをご覧くださいと思います。共催事業で鑑賞型事業のほかに教室事

業、これも野洲文化ホール、さざなみホールのほうで教室事業を行っております。

各施設の利用実績ということで、平成30年度と令和元年度、比較対象で表のほうを作成させていただきました。人数的にかなり減になっております。これは下段にありますように、新型コロナウイルス感染症対策としまして、2月中旬から3月前半にかけて、開催予定をしていた主催事業、共催事業の中止または延期をしたものと、あと、貸館につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のために、主催者様に自粛を要請した結果、実施を取り消しされまして、ほとんど使用されなかったということで数のほうにかなり影響しておる状況でございます。

以上、報告とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑮について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑯、令和元年度スポーツ施設管理室事業報告について、事務局より説明をお願いします。中川室長、お願いいたします。

【中川スポーツ施設管理室長】 報告事項⑯、63ページ、64ページをご覧ください。

令和元年度スポーツ施設管理室事業報告です。

冒頭に、資料の訂正をお願いしたいのですが、64ページの2、施設提示のところ施設別利用者数のところなんですけど、令和元年度のところに「R」だけで「1」が入っておりません。「令和元年度」としてください。

続きまして、総合体育館の利用者数の内訳というところなんですけれど、総合体育館のトレーニング室等の括弧の市内高齢者「1万1,076人」になっておりますけど、ここは「1万1,075人」でございます。その下のうち障害者等というところが、「2,081人」となっておりますけど、これは「2,082人」ということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、63ページから説明させていただきます。スポーツ施設管理室の事業としましては、スポーツをする機会の提供としてのスポーツ推進事業、スポーツをする場を提供する施設の提供という2つの柱にして事業を進めております。

まず、スポーツ推進事業ですけれど、総合体育館とB&G海洋センターでそれぞれ事業を行っております。総合体育館のほうでは、7つのフィットネス教室10コース、それと個人さんがそれぞれ楽しんでいただける事業等を展開しております。また、B&G海洋センターのほうでは体育館で3つのフィットネス教室、それと64ページに移っていただきまして、そこでスポーツの普及ということでカヌー教室やヨットの体験事業というのを行って

おります。それぞれの参加数については資料をご覧ください。

続きまして、もう1つの施設提供ということで、スポーツ大会ですとか、地域の方のスポーツの場ということで、貸館事業を行っております。

施設の利用につきましては、総合体育館のほうで令和元年度は10万6,590人の利用がございました。B&G海洋センターのほうで7万3,784人、市民グラウンドで2万8,527人の利用がございました。

ただ、例年比としまして、特に総合体育館のほうは8,555人の人数が減っておるわけですが、先ほど話がありましたように、新型コロナウイルス感染症対策ということで、2月19日から3月31日までの間自粛ということがございまして、それにほとんどの週末、その期間に入っておりました大きな大会等が自粛されて、中止されたということがございまして、その影響により人数が減っておるということでございます。

そのほかに、なかよし交流館、障害者スポーツ施設の指定管理も行っております。

以上、簡単ですけど、説明とさせていただきます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑯について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑰、令和元年度野洲市歴史民俗博物館事業報告について、事務局より説明をお願いします。角館長、お願いします。

【角歴史民俗博物館長】 それでは、令和元年度野洲市歴史民俗博物館事業報告についてご説明します。

まず初めに、企画展等開催事業でございますが、「杉田静山さんのテーマ展」、それから文化財保護課と共催した「埋蔵文化財速報展」、近隣の栗東市、守山市との連携事業で「野洲川放水路通水40周年記念展」、夏には「地図から始める考古学展」、秋には琵琶湖博物館と共催で秋期企画展、「人と魚の歴史学」を開催いたしました。企画展開催中は琵琶湖博物館から講師をお招きし、講演会を行っております。

冬には、湖南広域消防局東消防署、野洲消防団のご協力を得まして、郷土史展「野洲の消防」を開催いたしました。

講座、講演会といたしましては、開館以来継続して行っております第82回、第83回の銅鐸研究会を行っております。

市史編さん事業といたしましては、7月6日に滋賀県立大学の水野先生をお招きし、講演会を行っております。

学習会につきましては、郷土史展の開催期間中に担当学芸員より説明を行いました。

その他としまして、最近好評をいただいております、夏休みに博物館内をめぐるスタンプラリーを開催しております。

そのほかに博物館実習として滋賀県立大学の4回生、職場体験として野洲中学校、野洲北中学校の生徒さんの受け入れを行っております。

また、友の会事業のうち、市民や一般の方々を対象に実施されたものを報告します。夏には弥生の森夏祭り、冬にはしめ縄づくりとドウタクくんと凧作り、凧あげ大会。それから、地域の歴史や魅力を再発見するというまちかど博物館を行っており、昨年度は2回予定しておりました。第1回目を10月に計画していましたが、台風の為2月に延期させていただきました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度に再延期となりました。従いまして、まちかど博物館については昨年度は開催しておりません。

最近好評をいただいております歴史講座、昨年度は「信長・秀吉・家康と近江」というテーマで全4回を企画しました。4回目につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたしております。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑰について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑱、令和2年1月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いします。

【田中教育部次長】 令和2年1月定期監査の結果について説明させていただきます。

70ページをお願いします。

令和2年1月28日、29日に実施されました、ふれあい教育相談センター、学校給食センター、図書館、歴史民俗博物館の定期監査の結果について、いずれも適正と認められましたけれども、それぞれの検討・改善について報告をいたしましたので、報告します。

72ページ、ふれあい教育相談センターにつきましては、まず、言葉の教室について今後とも安定的に指導、助言ができるスタッフ体制の充実に努められたいとの意見に対し、職員体制について、業務の執行に支障が生じないように会計年度任用職員の募集をしており、保護者や園に職員が分かりやすく適切な指導、助言ができるよう職員の指導等水準の向上に努めます。2番目の全欠児童・生徒の対応について、適応指導教室ドリームにつないで個別指導が行えるよう、最善を尽くして対応されたいとの意見に対しては、全欠児童・生

徒並びに保護者に対しては各校において、担任だけでなく関係者がチームになって学校復帰、社会的自立を目指した取組みを組織的に実施しており、今後も学校とふれあい教育相談センターと連携し、さらに密にしていきますと報告しました。

73ページ、学校給食センターの給食の残食については、引き続き特色ある献立を工夫され、完食に向けて各小・中学校と連携して、食育の大切さ等食育の推進に努められたいとの意見に対しまして、給食の残食については改善に向けた取組みを行っているところであり、適切な栄養管理に向けた見直しや食に関する指導の見直し両方の観点から引き続き進めていきたい。また、より良い学校給食を維持できるよう取り組んでいきたいと報告しました。

74ページの図書館、図書離れが進む中、集会事業や子ども向けの読書活動事業の取組みなど、図書館に対する好意的な意見が多くあることから今後もこれを維持し、市民のニーズに応えられるよう努められたいとの意見に対しまして、市民の資料要求に応えられるよう、多様性があり新鮮で魅力ある蔵書を構築します。また、読書活動事業の取組みを行い、職員の資質の向上のために接遇向上と資料についての知識について、各自の研鑽を深めるとともに組織として向上するように努めますと報告しました。

75ページ、歴史民俗博物館につきましては、市民が地域の歴史や文化に関心を持てるよう館の運営、展示に努められたい。また、施設の老朽化に伴う修繕については、優先順位を見極めて、計画的に改修を進められたいとの意見に対し、地域の歴史と文化に関心を持っていただけるよう、引き続き魅力あるテーマに焦点を当てた展覧会や講演会を開催するとともに、歴史学習の場として広く市民に親しまれる博物館運営に努めます。また、施設の修繕については、緊急を要する箇所は随時修繕を行う一方、策定した長寿命化計画に基づき、計画的な修繕・改修に努めますと報告しました。

以上でございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑱について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑲、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。田中次長、お願いいたします。

【田中教育部次長】 それでは、報告事項⑲、職員の任免等について報告させていただきます。

76ページから会計年度任用職員の新規採用者につきましては、77ページから82ページの

表のとおりフルタイム45名、パートタイム194人、合計239人を採用いたしました。

次に、76ページの職員の許可、承認等一覧についてでございます。分限休職延長承認が2件、部分休業承認が1件、営利企業等従事許可承認で野洲市消防団員従事による職務専念義務免除承認が2件、兼業請求によるものが4件ございまして、正規職員5名、臨時職員1名、会計年度任用職員がフルタイム2名、パートタイム1名、合計9名でございます。それぞれ許可の期間は記載のとおりですのでご確認ください。

以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項⑨について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、これより日程協議に移ります。まず5月教育委員会定例会は5月27日水曜日午後1時30分より、人権センター2階、じんけん交流研修室で開催しますのでよろしくをお願いします。

次に、6月教育委員会定例会についてお伺いします。6月教育委員会定例会は6月24日水曜日午後1時30分より、中主防災センター研修室で開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないと認めます。よって、6月教育委員会定例会は6月24日水曜日午後1時30分より、中主防災センター研修室で開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —